

西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 ごみ処理施設の建設に向けて、東海市及び知多市における一般廃棄物処理の現状を把握し、ごみ処理システム全体を見据えて、ごみ処理基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に必要な調査等を行うため、西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想に関する調査、研究及び検討
- (2) 基本構想に関する提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10名以内とし、次に掲げる者から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農業者団体を代表する者
- (3) 商工業者団体を代表する者
- (4) 地域団体を代表する者
- (5) 市民団体を代表する者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から平成28年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部ごみ処理施設建設課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。